

## 質 疑

### (質問者一)

お二人から理念として、市民のため、民主主義のためと何回も強調されました。それで、取り上げられる基準が何であるかに私は最も関心を持っています。

具体的に言いますと、無防備平和条約について、三万六千人の市民の署名が集まったけれども、市長がこれを市議会に出してくれないということが現にありました。このような場合、そういうものが集まった、こういうようなことがあったという記録はどのように保存されるのでしょうか。無防備平和条約をつくってほしいという動きがあったということは無視されたものになってしまうのでしょうか。

### (瀬畑)

署名で出されたものに対して市長がどのように中で判断をしたのかという記録自体が残るかどうかというご質問です。

基本的には、そういうものは残すべきものです。市民が署名を持ってきて、それに対してどのような対応をしたのか。これは、先ほども言いましたけれども、まさに政策の

決定過程なわけです。それは拒否するにしろ、受け入れるにしろ、つくらなければならぬ文書です。さらに、署名活動で持ってこられた請願は、市の中ではかなり重要度が高いのではないのでしょうか。例えば、そういうものを残すための基準みたいなものがちゃんとつくられていればいいということになります。

### (小川)

残す、残さないの前に、陳情なり請願なりは、市の制度として位置付けがあると思います。それがどういうシーンで行われるかが、記録として残る残らないにかかわる問題です。例えば、陳情が議会に出された場合は、議会の議事録に残るので、署名運動があったという事実は、議事録に残ります。市長に直に出された場合は、どういう形で記録が残されるのか。その辺の制度は私にはよくわかりません。議会を通して陳情などが出された場合は議事録に残る可能性が非常に高いと思います。

なお、国レベルで言いますと、議事録は立法の記録になりますので、国立公文書館の所掌の範囲から外れておりま

す。そのかわり、国レベルですと、国会事務局や国立国会図書館が議事録をウェブや紙媒体に出して、それが永久保存される形になっております。

札幌市が議会の記録をどういうふうに扱っていらつしやるかは勉強不足でよくわかっていないのですが、そういう形で、議会の記録は、公文書館があるなしにかかわらず、印刷物になって残される可能性が非常に高いのではないかと思います。ですから、事実の記録が消えてしまうというふうに悲観される必要はないように思います。

それから、これは公文書の記録なのですが、それ以外にメディアを使ってそういうものが残るように仕組みのです。例えば、新聞社の方をお願いして記事を書いていただいて、それが新聞に掲載されるようにするというような、いわゆるアドボカシーという片仮名語が最近にありますように、外部から政治に働きかける方法があります。昔で言うと、圧力団体的な運動ということでしょうけれども、そういう動き方については、公文書とは別の記録が残る可能性が非常に高いと思います。ですから、公文書でない記録と、それに対して権威の高い公文書記録が突き合わされて、それが事実であるということを最終的に確定できるようにしておくことで、将来の公文書館と外側に残されるであろう図書館や博物館との資料的な補完関係が見えてくるのではない

いかと思います。

一つの事実だけで全部は言えないのですけれども、社会的な動きの場合は、もし今後そういうことをなさるようであれば、議会を通じてなさることが正式な記録を残しやすい方法論ではないかと思えます。

(瀬畑)

先ほど説明をし損ねたのですけれども、今の国の公文書管理法においては、何をつくらなければいけないか、どの文書が残さなければいけないか、移管をしなければいけないかということにかなり細かい基準をつくっています。これは公文書管理法の施行令に入らぬと思うのですけれども、今、検討中で、A四判で一〇ページぐらいにわたるものです。例えば、法律を制定する、政令をつくるということに関する記録は全部残して移管をしなければならぬなどです。つまり、こういった類型の文書であったら残さなければいけないか、それ以外のものは捨てるということを、かなり細かい項目を立てて判断しようとしているのです。

ただ、余りにも機械的にやり過ぎるとどうなるかわからないので、ある程度の柔軟性は必要なのかもしれませんが、先ほどの質問者がおっしゃられていたようなものは重要であるということ、公文書管理条例で札幌市がきちんと定

めればよいのです。そういう署名活動や市民の請願に対する回答に関しては文書をつくらなければいけない、それに対する記録はちゃんと残して移管をしなければいけないという項目が入れば残ると思います。

#### (質問者二)

日本ではまだ文献も少ないですし、これからの分野のかなというふうに思うのですけれども、小川さんのお話の冒頭にも連携の話題が出ましたので、小川さんがイメージするMLA連携についてお話しただけだと思います。

#### (小川)

ご質問をありがとうございます。

言い足りなかったかもしれないと思っていたところにちゃんと突っ込んでいただいて、感謝します。

まず、MLA連携という言葉ができてきた背景には、コンピュータとインターネットの存在があると私は見えます。なぜかという点、目録がインターネット上に公表されるのです。これは、図書館ⅡL、博物館ⅡM、公文書館ⅡAはみな同じです。しかも目録情報は、インターネットで検索可能になっているところがほとんどです。コンピュータを使った目録は今ではだれもが考えつくものです。そ

の結果として、目録情報のレベルでは、既に同じ画面ですべてのものを見ることが出来ます。皆さんがそれぞれお持ちの自分のコンピュータの画面で、図書館ⅡL、博物館ⅡM、公文書館ⅡAの目録を見ることが出来ます。その結果、なぜ図書館と博物館と文書館は違う目録なのかとここで思うわけです。それは、専門家であろうが、一般の利用者であろうが、同じ思いです。

ここで人々は、同じ「目録」なのだから何とか一緒にならないのか、あるいは、せめて同じような検索方法はできないかということを考え始めます。図書資料や文書資料は平面的な情報源ですから、画像情報Ⅱ写真にしてネットに出してしまうことが出来ます。博物館資料は三次元であるため、もう少し作業は複雑ですが、同じことが行われています。ネット上に配信される画像は、静止画像である場合もあるし、動画というのでしょうか、回転して三次元的にいろいろな角度で見えるようにするというやり方もあります。方法の工夫により、立体物も含め、みな画面上で見ることができるようになるという状況が出てきたのです。これがMLA連携の始まりのイメージではなからうかと私は見えています。

そのことによって現在はMLAが一元化できるのではないかと期待感があるようです。実際にはMLAはそれ

ぞれの所蔵資料の特色や取り扱い方法などを考えたときに、同じ一本の検索で全部が出てくると、却って資料との関係が複雑になるのではないかという気がします。検索結果に基づき現物を見に行ったら、これは博物館資料だった、これは文書館の資料だったということにもなるかもしれない。

たとえば、図書館資料であっても非常に長い名前の難しい資料をようやく探し当てて、その所蔵館まで行って、それに行き当たってみたら、たった一枚の紙ぺらだったという学生からの報告もあります。検索情報と現物は常にいくらかのギャップをはらんでいます。

つまり、目録情報を統一化しても、多様な形態をもつ現物の活用や保存にまで連携を拡大するには、なお課題は山積みだと思えます。私は、目録情報は共有できるようにするのがいいと考えます。今後、MLA連携のキーワードで、目録情報の範囲ではかなり広く検索、あるいは関連してリンクがとれるようになっていくだろうと思います。

他方、三次元資料も含めて、一つの目録、あるいは一つの画像データベースにならないかという期待感、巷間、非常に渦巻いているように思います。

そして、MLA連携の向こう側には、ポーンデジタルの資料があります。ポーンデジタルとは、もともと電子でつくられた資料のことです。例えば、デジカメで撮った画像

です。これは、カメラで撮っていますけれども、そのものはデジタルです。そういうものはコンピューターを通してしか実際には見ることができません。そういうものがコンピューター世界の中で流通していて、たまたまプリントアウトすると、きょうの皆さんのお手元の資料の幾つかの画像のように絵が紙の上に出ますけれども、こういったもの位置づけや共有化の問題と、このMLA連携はどうかかなり深くかかわっているように思います。

私自身は、これが具体的にどんな方向にいったらもっともうまくいくかはまだわかりません。ただ、人間が作り出し、人間が保存し、人間が利用しようとする資料を、MLAで区別せずに一括して扱えるのではないかという強い期待感が世の中にあるのは事実です。MLA連携を唱える人たちの中心には博物館の人たちが多いのではないかという印象を持っています。

こんなことで返事になるかどうかかわからないですけども、よろしいでしょうか。

瀬畑さん、MLAについて何か意見はありませんか。

(瀬畑)

MLA連携については、ほとんど資料を見たことがないので、余り言いようがありません。

ただ、博物館と図書館と公文書館は違う施設だということとは考えた方がいいのではないかと思います。公文書館は、行政などの情報をきちんと保管して、現在と未来の人に対する説明責任を負うための民主主義のためのツールです。もちろん、図書館などにもそういういった機能があることは否定しませんが、基本的に施設のありよう、成り立っている前提がかなり違うのではないかと個人的には思っています。

博物館、図書館と公文書館の意義、立ち位置はそんなに共通のものだろうかということが、MLA連携という話を聞いていて何となく気になっていることではあるのです。ある程度、目録の共有化という緩やかな連携はできるとしても、中身として、業務としてどう連携をするか、実際に図書館と公文書館が一緒になって、一体となって運営している館もあることはあるのですけれども、図書館は、基本的に全部見せるのですが、公文書館は見せないこともある施設です。ですから、機能が全然違うということは頭に入れておく必要があると思います。ですから、連携はできても合同にはならない施設だと思っています。

### (質問者三)

この公文書館は、民主主義のためにとっても重要だということが強調されていましたが、システムを整えて、公文書館をしっかりと保管しても、市民がそれをきちんと使えないと民主主義としてはまだ不十分だと思うのです。市民が活用するために何かヒントというか前例があれば伺いたいと思います。よろしく願います。

### (小川)

まず、民主主義のためのツールとしての公文書館という押さえですが、これはまだ部分的な理解だと思っています。もし、民主主義のためにしか公文書館があり得ないとしたら、なぜ共産党一党独裁の中国、あるいは北朝鮮に公文書館があり得るのか、ここところは忘れないでほしいと思います。非常に整備された公文書館制度は、むしろトランプダウン的な政治体制の国々の方がよほど進んでいるのです。

それは、先ほど瀬畑さんが講演の中でちょっとおっしゃられた「これが政治だ」という言葉そのものだと思うのです。我々の体制は民主主義にあります。数日前まではそう思っていたのですが、検察官による捜査資料である証拠の改ざん報道をみて、日本は、多分、恐怖政治のもとにある

と今はそう思います。公文書とは、当局の手の中でいかようにでも改ざんされ、それが正当なものとして引き継がれていくような制度が、今、日本の国の体制の中に潜んでいると断言していいのではないかとすら思います。それに対して、私たちが余りにも鈍感であるということが一つあると思います。

それでは、民主主義のためにみんなが公文書にどうアプローチできるかということですが、私は、まずは「公文書」を知ることだと思います。私たちは、いわゆる「差別」問題と同じように、公文書がどういう性質を持っているものかについて知らなければなりません。公文書は、権威を持った正式文書です。しかし、公文書であるということは、必ずしもそこに正しいことが書いてあるということの意味するものではありません。

このことは、先ごろ明らかになった検察官による証拠改ざんの話をして言うのではありません。例えば、気象台や気象庁の天気記録。今外は雨ですか、もうやみましたか。しかし、気象台で、これが大変いいお天気だったと誤って記録したとします。もしその後、それが是正されるチャンスがなければ、それが公式記録となります。すなわち公文書として記録されたものはそれで固定されてしまいます。五十年後にきょう、二〇一〇年十月十五日の札幌のお天気

が何であったかということはどうやって検証するか。気象台の記録では「晴」です。そのときの全市の中に何かが残っていたとして、その当時、ここは雨と書いてあるデータが残っていたとします。どちらを信頼したらいいか。

公文書が持つ正式性とその情報自体の検証方法などを私たちが知ること、そして、公文書には一体何が書いてあるのかという興味を持つことから、公文書館の一般利用は活性化していくと思います。しかし、そうなると公文書館の一般利用の活性化とは、自らの政府への信頼感の低下と連動することにもなりかねません。これでは、公文書という資料をみんなが使いたいと思うことが本当にいいことなのだろうかという自己矛盾にも陥ってくるわけです。

というわけで、千客万来でいつも人がにぎわっているような公文書館の姿が一番いいことかどうか。これも、私たちは納税者としてよく考えていく必要があります。とても難しい質問です。公文書を作成する役人が、本来の業務以上に将来の公文書館利用者のことを考えて、未来の人々にも使いやすいように、面白い公文書を作ろうと思つて公文書を作成すると、今度は未来の利用者がそれを見たときに、「こんな面白い公文書では、うそが書いてあるかもしれない、何が書いてあるか心配だ、どうやってこれを検証しようか」、とその文書に対し不安を抱くかもしれません。迷

いは深まるばかりです。

とはいえ、公務員の雇用者は納税者である市民です。だからこそ、公務員が作成した記録に対して、市民にはアクセス権がある、アクセスできるのだということをしちんと知ることは大事だと思います。公文書館の場合、市民がアクセス権を実際に行使できるようにするのは、その文書ができてから大分時間がたってからになります。瀬畑さんが研究の必要に迫られてやっておられる情報公開請求は、現時点的な情報を得られるという意味では、今に生きる私たちにとつてはメリットのある制度だと思います。

この情報公開制度ができる前にスタートしていた公文書館制度は、そちらの方だけが何となく独立して動こうとしているところが難しいと思います。

もう一つは、ちよつと違う話ですが、私たちはアーカイブと片仮名で言っていますが、これは英語のアーカイブという言葉の片仮名書きです。英語ではアーカイブに対してレコードという言葉があると言われますし、実際にそうなのですが、フランスに行ったらレコードに当たる言葉がなく、レコード・マネジメントという言葉が英語のまま使っています。実際には、フランスだけではなく、幾つかのヨーロッパ語族ではアーカイブという言葉が、今できたものであつても重要であればアーカイブである、そういう使

い方をしています。英語のように、レコードとアーカイブを分ける、現用と非現用を言葉で分けている事例はほとんど見当たりませんでした。昔から大事なものは大事でとつてある、それに対するアクセス機会の有無が民主的であるかないかの評価を決めると、いうなれば「上から目線」で考えていました。だから、今後多くの市民が公文書館の資料を使う必要があるかどうかというより、使う必要のあるものをアーカイブとして引き受けるかどうかということの方に強く関心を持っていたといえます。

#### (瀬畑)

最初に小川さんが言われていた、なぜ中国に公文書館があるのかという話は、ちよつと話が脱線するのですけれども、最近、中国史の研究者の川島真さんという人が、アーカイバル・ヘゲモニーという言葉をしているのです。要するに、自分たちの国が自分たちの公文書を公開することによって、その歴史観に相手を引きずり込む機能があるのではないかということを行っています。

つまり、公文書とは、国のレベルの話だと、中国だったから中国で当然つくっているわけですから、中国側が自分たちを正当化する論理が当然入っているわけです。外交文書だと特にそうです。そうすると、必然的に、その資料だけ

を使っている日本側の資料が使えないとなると、当然、中国側の意見に引きずられることがあります。

アメリカがなぜ公文書をあれだけ大量に出しているのかというのは、恐らく自らの歴史観に各国をひきずりこもうとしているのではないかという話があるくらいです。

脱線した話を戻しますと、恐らく、質問者が聞かれたい話はこういうものではなくて、公文書館にある資料を利用する側がどうやって使っていくか、身近にするためにはどうすればいいかという話だと思います。

公文書館は、基本的には今の段階においてはあまり一般的に知られていないものだと思うのです。ですから、全国に五七館しか存在しないわけです。認知されるために、結局、何をしていくかとなると、一番重要なのは広報活動だと思うのです。公文書館は、こういうことをやっていきます、こういうものを持っていますということを積極的に自分たちから広報していかなければいけないのです。それは、ポスターを張っていればいいという話ではないのです。

例えば、教育現場ですね。小学校や中学校の授業に行つて、古い公文書そのものを持って行って見せるとか、自分たちの市の歴史としてこういうものを公文書館では持っているのだということを見物そのものを見せて教えたらどう

でしょうか。また、所蔵資料によって解明された研究成果を還元するための講演会などを行うといったような、公文書館の側から、自分たちの施設はこういう施設なのだ、このような使い方ができるのだということを、言い方は悪いけれども、啓蒙していかなければならないと思います。こういう使い方があるのだ、こういったものを持っています、こういうことを知りたかったらうちのところに来ればわかる、そういう情報をどんどん積極的に提供していくこと、それが公文書館が根づくためには一番重要なことなのだろうと思います。

最終的に、公文書館は、先ほど小川さんがおっしゃられましたけれども、にぎわっていればいいのかというと、そうではなくて、何かあったときにここに来れば最終的にはわかるのだということですね。何か疑問がありました、そのときにあそこへ行けば最終的にはわかるのだという最後の部分を市の行政において担っている、それが公文書館なのだとは私は思っているのです。そういうことを積極的にアピールしていくということが、公文書館を運営する上では必要なことではないかと思えます。そして、それが市民の中に根づいていくためには必要なのではないかと考えています。



(小川)

今、瀬畑さんがおっしゃっていたことで、思い出したことがあります。

少し前に、フランスのアーカイブを調べたら、地方のアーカイブの中に個人記録がたくさんあることがよくわかりました。エタシビルと言いまして、個人の出生と結婚と死亡の記録、洗礼記録もありましたか。それは個人記録ですけど、そういうものを地方の公文書館が持っています、それを利用する人はたくさんいるのです。

日本でいえば、この記録は戸籍にあたります。戸籍は、国の委任事務ですけど、地方公共団体の窓口業務として最もにぎわう窓口の一つです。公文書館の利用率を上げる、ということだけで考えるなら、戸籍の業務を公文書館に位置づけるという方法もあるかもしれません。

もうひとつ、法務局が担当する土地建物の登記事務も、国が保管する記録をめぐり、利用者の多い窓口です。国内の公文書館には、土地所有の記録である「公図」を保存し利用提供しているケースも見受けられます。諸外国でも、役所が保管する記録の利用提供がアーカイブの仕事になっているところは結構あるようです。日本の場合は、法務局も国の機関ですから、国立公文書館の出先として位置づければよろしい。そうすると、たちまち日本もアメリカをし

のぐほどの公文書館の人員と出先機関を持つことができるかもしれません。

以前に私は、「記録管理院」構想を提唱しました。これを策定したときに考えたのは、国のいろいろな既存組織を統合して、その記録を管理する部署としてまとめ上げるという方法でした。当時は、法務局や戸籍の窓口は考えていなかったのですが、だんだん考えていくと、過去の情報をまとめて持っているところを統合していくことによって、それを公文書館と名づけければ今でもすぐに千客万来の公文書館ができると思うようになりました。

(瀬畑)

今の小川さんの話を聞いていて思いました。

外国の公文書館で一番利用されているのは、ジネオロジー(Genealogy)という、いわゆる自分の先祖はだれかを探るということです。特に、アメリカの国立公文書館の利用者の多くはそれです。なぜなら、移民局の資料が残っているので、自分の先祖をたどって行って、いつ移民に来たのかがわかるのですね。

先ほど小川さんもおっしゃっていましたけれども、アメリカの国立公文書館は二つあるのです。ワシントンD.C.の真ん中と、車で三十分ぐらい行ったメリーランド大学の

所にあるのですが、本館で持っているものがジニオロジーに関する資料なのです。つまり、日本で言う戸籍のような資料が、一番中心の一番便利なところにあるのです。

ただ、日本でそれを今すぐできるのかというと、実は難しいです。日本も、壬申戸籍という明治の初期につくられた戸籍が各地に結構残っていて、各地の役所が持っているのですが、扱いに困っているのですね。なぜかというと、日本の場合、部落の問題が非常に大きいのです。ですから、出してしまったときに、だれがどう傷つくかがわからないのです。個人でさかのぼっていく、本人の先祖という限定をつけたとしても公開してもいいのかという部分で、まだ決まっていないところがあるのです。国としても、そのあたりはしっかり決められていなくて、日本では同じことができるというのが現状です。

今後もできるかどうかと言われるとわからないし、壬申戸籍も扱いが面倒くさくなると捨ててしまっているという話があるくらいです。ただ、今現在は見ることすらできない文書として残っているものでも、将来的には見れるようになるかもしれないので、きちんと保存しておいてほしいと思います。

#### (司会)

どうもありがとうございました。

それでは、時間もかなり超過しております。最後に、札幌市公文書館基本構想検討委員会の委員長を務められました大濱徹也さんがいらっしやっていますので、一言お願いできますでしょうか。

#### (大濱)

お二人に一言聞きたいのだけでも、アーカイブスの移管、選別というのはどれぐらいの率でお考えですか。

#### (小川)

これは、アメリカの国立公文書館のレコードセンターで聞いてきた話で、私は鵜呑みにしてどこかでべらべらとしゃべったら、牟田昌平さんというアジア歴史資料センターの専門員の方に、小川がそう言ったといつてどこかのパワーポイントに書いておられたのですが、発生総量の一割から五割と。私は、そのようにお話ししていますし、それは、全体の中での永久保存文書の総量の率と少し関連性があるやに見ております。

別にそれにとらわれることはないと思いますし、率で決めるものでもないと思いますけれども、私が口走ったのは

一瞥から五瞥ということまでございます。

(瀬畑)

選別がどれくらいどの率というのは、パーセントの話で伺っているのでしょうか。

(大濱)

どれくらい残すものですかという意味です。

(瀬畑)

小川さんのおっしゃっているようなことだと、私自身は伺っています。ただ、今、日本の国立公文書館では、全体の〇・七割ぐらいだというふうに言われています。

(大濱)

なぜそれを聞いたかということ、図書館は収集する場です。博物館もそうです。そういう意味で言うと、アーカイブスというのは、別な言い方をすると、捨てる器なわけです。全部残すのではなくて、選別して捨てていくわけでしょう。そこにアーカイブスの難しさがあるのだと思う。

なぜかという、みんなが己の大切にしてきた遺品の類を持ち込んでくるのは、図書館等が「歴史資料」として引

き受けて残してくれるだろうということを期待してのことです。他者からみればくずになったものも持ち込んでくる、私の日記は大事よと。こうした営みで残ったものは、時間の経過で残されただけで、そのような作法が一番楽になる。文書館（もんじょかん）と称してこの類を収集してきたのではないのでしょうか。ですから、本来的にこのような文書館が営む収集の仕方は間違っているのでは。

そうした点で、日本で言うならば、選別や何かの基準について余り目をむけない、考えるのが嫌だから。ここにアーカイブスの弱さがあるのでは。

そこで、先ほど話された民主主義の問題から考えますと、レーニンが議事録には「苦い真理」があると言いました。革命運動の路線をめぐり、メンシエビキとの闘争の中でそれを言うわけです。議事録に基づいて議論をしようと、この発言は民主主義を考える上での一つの基本になるものです。

私は、アーカイブスはヘゲモニーの器だと言ってきました。それは何かというと、熟議型民主主義をつくるために記録証拠に基づいて議論をして輿論（よろん）をつくることとが問われている。世論（せろん）ではありませんよ。世論（せろん）というのは今の世間の風です。輿論（よろん）をつくるには、記録証拠にもとづく議論をなし、公論を形

成していくことが大事だろうということです。

当面、今のところの民主主義は、多数決原理の中で格闘型民主主義なわけです。でも、将来的に目指すのは熟議型の民主主義で、公議輿論と日本で言われているけれども、輿論をつくっていく場、器となるものにアーカイブスがなれるような公文書の管理、統治情報の管理と公開をしておくことが必要だと思う。

それでは、こういう考え方が日本にはなかったかということ、敗戦日本の再建をめざす砦たらしめようとして国立国会図書館がつくられますが、その副館長になった中井正一は、国会図書館の下に各省庁の分館を置き、各省庁の統治情報を一元的に国会図書館に集めようとしたわけです。なぜ日本の中心図書館は国会図書館かというと、国会は国民の代表機関だから、国会のもとに図書館を置かないと、文部省のもとに置いておいたらろくなことがないという発想だったわけです。国会図書館を知的情報センターにしたいとの思い、ある種のアーカイブスの発想があったわけです。現在、アーカイブスを考えるのなら、まずこのような発想に学び、記録が問い語る知的情報資源を広く国民各層が共有し、それをふまえた議論を可能にしていく、議事録には苦しい真理があることを学び、民主主義を地についたものとしていくことが、公文書館、アーカイブズの間

題を考えていくときの原点だと思うのですが。

次の問題は何かというと、先ほど小川さんがアーカイブスに人が来るか、来ないかという議論で一生懸命苦労していると言われていたけれども、はっきり言えば、アーカイブスに人が来るというのは異様なときなのです。ですから、私は国立公文書館の研修でよく言うのですけれども、アーカイブスは奴雁だと。奴雁とは、雁の群れがえさをついばむときに、一羽だけ見張り番をしている雁のことです。福沢諭吉は、この奴雁に託して、危機を察知することの意味を説きました。

組織の危機というのは、アーカイブスがきちんとなっていれば察知できるわけで、アーカイブスが担うべき使命はここにあるのではないでしょうか。

そこで日本で問題になるのは、瀬畑さんが挙げていた公文書管理法の第一条で、「諸活動や歴史的事実の記録である」ということです。この「歴史的事実」なんてものとは、べきなのです。「諸活動の記録である公文書等が」とやればかなり違う。「歴史的事実」などという非常にあいまいな恣意的な概念を使ったから、歴史に非常なバイアスをかけてしまったから、歴史にはあるつくられた「正しい歴史」があるぐらいの幻想の中で物を考えるわけです。

ですから、私は、公文書管理法には何が欠けているかと

いうと、「時を貫く」という哲学を根付かすためにも、情報公開と記録管理とともに、行政改革に資するものだということが一体なのだということをもっと強調すれば、情報公開法の意味が生きてくるし、この公文書管理法も生きてくるわけです。それがなまじ「歴史的」だとか、移管されたものは「特定歴史資料」などと言うから、歴史的価値なるものが独り歩きをして、変になってくるのでは。

さらにこの法を受けて、各自治体で公文書管理条例をつくる動きがみられるのは、公文書館等がないところですが、公文書館等のあるところは規定で何とか乗り切ろうとしているのでは。そこには、現在ある規定そのものをきちんとしない限り、また絵にかいたもちになるのではないかと、実際に携わっている人の懸念があるのでは。

ですから、北海道のニセコは評判がいいと言っけれども、あれはある意味では画にかいたもちだろうと私は思っています。第一、「学問的」、「文化的」、「歴史的」なんて意味不明な選別基準がありますか。選別で問われるのは行政的価値についての選別です。もう一つは、組織横断的のものを見るのはアーキビストが担うわけで、このアーカイブスの価値があればいい。だから、アーキビストが現用の記録をつくる段階から関与していく中において、組織横断的なものを見ていくような目線で、行政的に移管されてきたも

のを評価選別していけば、アーキビストというか、専門員はもう少し選別しやすくなるのだと思います。それが、現場でも「歴史的」と言うし、こちらでも歴史的と言われるから、選別に向き合おうとしたら気がめいるわけです。

そういう点で、札幌市が条例をつくるときにどうするかということとは、現在まさに問われるわけで、大事な問題です。私は、札幌市の前に、アーカイブスにかかわったもので言うと、板橋区公文書館設立があります。板橋のときの一番の問題は、小川さんは大変いい公文書館だと言っけれども、あそこが何を間違ったかということ、桜井徳太郎文庫なんて特定文庫をつくったことです。桜井徳太郎というのは私の先生だったけれども、師弟関係がそれで崩れた。公文書館に蔵書を入れるような愚かなことはやめなさいと言ったものですから。板橋がしたもので、埼玉県三郷市郷土資料館には所理喜夫文庫が併設されたようです。自治体史編纂の終結作業で文書館等を設立するのは一つの方策ですが、編纂事業の中心人物だった者の個人蔵書を文書館等が引き受ける、引き受けさせる発想はおかしいのでは。要するに、そこにかかわった人間の個人文庫を入れるなどということをしてはいけないのです。こんな発想が日本のアーカイブスを迷走させていく要因なのです。

先ほど民主主義の問題で、中国で国家檔案局に行つてく

れとタクシーで言うと、運転手はびびりますよ。要するに、アーカイブスとは怖い組織なのです。だから、現在でも旧東欧諸国、ポーランドなどの政治闘争のときに必ずアーカイブスの何かを暴露するという話が出てくるでしょう。日本のアーキビストはその怖さに気づいてないのでは。まさにアーキビストは組織の秘密にかかわっているわけで、小川さんが言及されたように、アーキビストには倫理綱領が課せられているわけです。

そこでは厳しい禁欲性と寡黙性が求められるけれども、日本のアーキビストはこの点でいかなものでしょうか。アーキビストである前に、一研究者として「新発見」「新発掘」の「史料」にツバをつけて、まず名乗りを上げることに努める姿を目にしませんか。新聞もこれに便乗している。こんな動きがある限り、アーカイブスはいつまでたっても信用されないでは。

民主主義の器たるアーカイブスをめざす道程は、これまでのべてきましたが、たしかに非常に先の長いことです。しかし、もし市民自治などと言うのなら、その理想の現に向かい一步一步あゆむことが求められるわけです。だから、アーカイブスは歴史講座をやる場所ではない。ここで思いますのは、戦後の最初の文部大臣だった前田多門が日本の教育で何が欠けていたかと占領軍に問われた時、

シビックス (civics) がなかったとなし、シビックスを戦後教育の課題としたことです。シビックスというのは公民教育、公民道です。

アメリカの国立公文書館は、国家の経験を学ぶ器として開かれており、シビックスを担う場たることをめざしています。日本では、こうした市民教育、公民教育という視点でアーカイブスが把握されていません。そこで、アーカイブスを市民教育の場として位置づけるとどうなるかということを考えているのです。シビックスという言葉は、向このの事典を見ると、市民の権利と義務を学ぶことだと書いてあります。日本の市民運動は、権利は主張するけれども、義務は問いません。それだけにシビックスを育成していくことは大変な作業なのです。

札幌市は市民自治条例や子ども権利条例をつくったと言っけれども、こういうものはどの市政でも目くらましでつくっているとあるわけです。

そういう点で言えば、このような条例をもつ札幌市公文書館に問われるのは、札幌市民の公民—市民教育に生かせるような公文書館をつくらなければならない。文化資料室の人たちも歴史講座や出前歴史授業などを営む前に、あらためてシビックスということ、公民—市民教育とは何かということを考えてほしいと思っただけけれども、いか

がなものでしょうか。

それから、社会運動や市民運動にとりアーカイブスとは何かについては、その一端を「現在、アーカイブズに問われること」（『日本歴史』二〇一〇年九月号）に書きましたが、昨今世間を騒がせている北海道教職員組合にしても、自治労全道庁労働組合にしても、自分たちの記録管理をきちんとしていくのでしょうか。組合員に説明責任をできるだけの記録資料の管理がなされているとはおもわないのですが。それは、生活協同組合にしても、市民団体を称する各種の組織にしてもそうです。このことが、組織の腐蝕につながっていることは、多く目にするところです。

ここで問いたいのは、各組織がきちんと記録管理をしましょう、自分のいる場の記録は自分のところでちゃんと管理しましょうということを、もしアーカイブスにいろいろな要求する人たちがいれば、まず己の母体について言ってくださいということが何よりも求められるということだと思います。それが無い限り、いつまでたってもお仕着せの民主主義だし、おかげにすぎない民主主義になるのだと思います。このきわめて当たり前のことから始めませんか。ここで問いかけたアーカイブスの課題と使命は理想論だと言われれば理想論ですが、この理想をめがけていくか、現状に流されるかで随分違うのだと思います。

札幌市は方針を出したけれども、これからどうするかはわかりません。しかし、少なくとも、ここに語った方向性を答申したわけですから、この方向性でやってほしいし、ここにいらっしゃる課長さんにもそれでやってくださいと申し上げているわけです。

今回のお二人の講演と討論を聞きながら気になったことだけを申し上げたけれども、ぜひ、前田多門が言ったシビックス、前田多門はそれを公民道とも公民教育とも言ったわけですが、どうか市民教育の場がアーカイブスであることに思いを致して下さい。

かつアーカイブスは一つのヘゲモニーの場なのです。このことに気づいた日本の政治家は大平正芳です。だから大平は、外務大臣になったときに、日本が国際的なレベルになるためには三〇年原則が要る、と言ったのです。外交は記録の勝負だという発想を持っていた。

そういう点で、何人かの政治家が持っていた記録への眼は正当に評価しながら、アーカイブスの位置づけを考えていきたいと思えます。

きょうは、それなりにいろいろな問題が出てよかったと思うのですけれども、最後にもう一つ言うと、アーカイブスは各国の政治文化そのものだから、一律的にどこかを理想視してまねするわけにはいかないのだということです。

お忙しいところ、ありがとうございました。

日本のアーキビストの中で中国のアーキビストは何万人いるなんて言うけれども、ある種の戸籍管理官の仕事をしているのだから当たり前です。そのかわり、中国では、档案袋を持たないと移動できないわけです。その档案袋には、族籍身分から、親の関係、党派、出身等々にいたるまでみんな書いてある档案が入っており、それが生涯つきまといます。この档案は、人身档案といわれますように、まさに個別人身支配の道具でもあるということを知るべきです。だから中国は档案行政に力を入れているのです。ここには中国の政治文化が投影されています。まさにアーカイブスという器は怖いものだということをもみつめ、それが注目されるのは組織の危機を現しているのだということも気にしておきたいものです。しかし日本の現状はアーカイブスが奴隷たりうるようになるにはいまだ道遠しといわねばなりません。いわば日本のアーカイブスの充実は日本の政治文化を質的に高めることへの一里塚になるものだともいえるのではないのでしょうか。

#### (司会)

それでは、三〇分ほどオーバーしてしまいましたけれども、これをもちまして、本日の文化資料室企画講演会を終わりたいと思います。